

日常生活用具（紙おむつ）の支給対象者と基準額が変わります！

～2023年3月支給分

対象者

3歳以上

四肢または体幹機能障害児者で、※1により排尿・排便の意思表示が困難であり、自らの意思でトイレに行き便座に座ることができず、介助による定時排泄もできない人

ぼうこうまたは直腸機能障害児者で、ストーマ用装具の代替品として紙おむつが必要な人

基準額

排便機能障害がある① 8,900円

排尿機能障害がある② 11,700円

①および② 20,600円

(上限月額)

2023年4月支給分～

購入前の申請が必要です(所得要件あり)

下肢または体幹機能障害児者で、3歳未満に発現した非進行性脳病変による脳原性運動機能障害により

重度の知的障害児者（療育手帳A）で

難病患者等で、その疾病が起因の下肢または体幹機能障害があり、その疾病により

ぼうこうまたは直腸機能障害児者で、ストーマ用装具の代替品として紙おむつが必要な人

排尿・排便の意思表示が困難であり、自らの意思でトイレに行き便座に座ることができず、介助による定時排泄もできない人

上限月額

12,000円



申請手続きやご相談は、
お住まいの区の区役所へ

※1 「3歳未満に発現した非進行性脳病変による脳原性運動機能障害」または「筋ジストロフィーで3歳未満に発症した脳障害」

おむつにかかる費用を抑えるには

➤ おむつの使い方を工夫する

パンツタイプとパッドの併用で**介護負担**と**経済負担**を軽減!

パンツタイプのみ交換して使用した場合

9,000円

パンツタイプとパッドを併用、
以下の組み合わせで使用した場合

6,300円

※1ヶ月を30日として、パンツタイプ(M-L)1枚75円、紙パンツ用パッド(昼用:2回吸収)1枚25円、(夜用:6回吸収)1枚60円として試算。
※必ずしも全員がこの例にあてはまるとは限りません。一例として、よくある例を取り上げ掲載しています。

- 1 パッドの中で尿を吸収できれば、**パンツを汚さず** 1日1枚の使用ですみます。
- 2 パッドのみの交換で済むため、**パンツを交換する手間がなく便利**です。
- 3 **パンツのみの使用**と比べ、パッドを併用すれば、**パッドだけの交換ですむ** ことになり、**経済的**です。

組み合わせおすすめ使用例<1日4回交換の場合>



※回数表記表示:1回の排尿量150mlとして(左記数値は当社測定方法によるものです)。

テープ止めタイプとパッドの併用で**介護負担**と**経済負担**を軽減!

テープ止めタイプのみ交換して使用した場合

12,600円

テープ止めタイプとパッドを併用、
以下の組み合わせで使用した場合

8,400円

※1ヶ月を30日として、テープ止めタイプ(M)1枚105円、テープ用パッド(昼用:4回吸収)1枚40円、(夜用:6回吸収)1枚55円として試算。
※必ずしも全員がこの例にあてはまるとは限りません。一例として、よくある例を取り上げ掲載しています。

- 1 パッドの中で尿を吸収できれば、**テープ止めを汚さず** 1日1枚の使用ですみます。
- 2 パッドのみの交換で済むため、**テープ止めを交換する手間がなく便利**です。
- 3 **テープ止めのみの使用**と比べ、パッドを併用すれば、**パッドだけの交換ですむ** ことになり、**経済的**です。

組み合わせおすすめ使用例<1日4回交換の場合>



※回数表記表示:1回の排尿量150mlとして(左記数値は当社測定方法によるものです)。

➤ 他のメーカーや販売店の価格を調べてみる (事業者の指定はありません)

- 代理受領による販売※に協力いただける事業者をご利用いただけます。 ※下記ホームページ参照
- 必要に応じて本市で日常生活用具の紙おむつの取扱い実績がある事業者の一覧も参照ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/nitigu_zigyousya.html